## ≪青森市の計画の体系≫ ≪国・県の計画の体系≫ 青森市 青森市 青森県 第5次あおもり男女共同参画プラン (仮称)青森市男女共同参画プラン 青森市男女共同参画プラン 第5次男女共同参画基本計画 基本方向の整理・統合 基本認識:令和3~12年度(10年間) 計画期間:平成28~令和5年度(8年間) 計画期間:令和6~10年度(5年間) 備考 計画期間:令和4~8年度(5年間) 備考 施策の基本的方向、具体的な取組:令和3 ~7年度(5年間) 基本方向1 全ての人があらゆる分野で 基本目標 I 性別にかかわりなく一人ひとり 基本方向1 男女共同参画社会実現のため I あらゆる分野における女性の参画拡大 の意識改革・理解促進 が活躍できる環境づくり 活躍できる社会づくり 男女共同参画意識のさら 政策・方針決定過程への女性の 政策・方針決定過程への 政策・方針決定過程への 3-(1)~ IB2-(1) 主な取組(1) 第1分野 重点目標1 なる浸透 参画拡大 女性の参画拡大 女性の参画拡大 雇用等における男女共同 男性、子どもにとっての男 女性の人材育成とエンパ 主な取組(2) 2 ワーク・ライフ・バランスの実現 旧3一(1) 第2分野 参画の推進と仕事と生活 重点目標2 女共同参画の理解促進 ワーメント 統合し、3-(2)へ の調和 ※男性の理解促進 多様な選択を可能にする は、3-(1)へ 雇用等における男女共同参画の 地域における男女共同参 旧3-(2) 主な取組(3) 第3分野 仕事と生活の調和 教育・学習の充実 推進 画の推進 農林水産業等における男女共同 科学技術・学術における 雇用等における男女共同 IB3-(3) 第4分野 重点目標4 男女共同参画の推進 参画の推進 参画の推進 農林水産業・自営の商工 業等における女性の経営 重点目標5 計画 基本方向2 男女共同参画の視点に立った 基本方向2 安心して暮らせる社会づくり Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現 基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり 行動改革 男女共同参画の視点に 政策・方針決定過程への 女性に対するあらゆる暴力の根 女性に対するあらゆる暴 立った貧困等生活上の困 主な取組(1) -(1)IB5-(2) 第5分野 重点目標6 女性の参画拡大 力の根絶 難に対する支援と多様性 を尊重する環境の整備 男女共同参画の視点に 地域、環境その他の分野 IB5-(1)男女共同参画の視点に 生活上の困難に対する支援と人 立った貧困等生活上の困 ※困難女性支援法に定める市 重点目標7 主な取組(2) 2-(3)~ 第6分野 における男女共同参画の 権の尊重 立った協働の推進 難に対する支援と多様性 町村基本計画 を尊重する環境の整備 地域における男女共同参画の推 旧2-(2) 女性に対するあらゆる暴 重点目標8 第7分野 生涯を通じた健康支援 旧4-(1) 力の根絶 防災・復興、環境問題に 旧4-(2) 4 生涯を通じた健康支援 第8分野 おける男女共同参画の推 重点目標9 生涯を通じた健康支援 男女共同参画の視点に 重点目標10 立った防災・復興対策 基本方向3 労働環境における男女共同参 基本方向3 男女共同参画社会の実現に Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づく 画の推進 向けた基盤づくり の整備 男女共同参画の視点に IB1−(1) ワーク・ライフ・バランスの 男女共同参画の視点に立った慣 男女共同参画の視点に 1-(2)重点目標11 立った慣行の見直し、意 主な取組(1) 第9分野 実現 行の見直し、意識の改革 H1-(2)立った各種制度等の整備 識の改革 雇用等の分野における男 教育・メディア等を通じた 教育・メディア等を通じた理解促 $\mathbb{H}_{1}-(2), \mathbb{H}_{1}-(3)$ 教育・メディアを通じた理 主な取組(2) 女の均等な機会と待遇の 1-(3)へ 第10分野 男女双方の意識改革、理 重点目標12 解の促進 |5-(1)の一部 解の促進 確保 農林水産業等における男 男女共同参画に関する国 1-(4)~ 第11分野 主な取組(3) 女共同参画の推進 際的な協調及び貢献 【構成の修正】 基本方向4 地域生活における男女共同参 ·基本方向3-2 【計画基本方向見直しの方向性】 画の推進 項目名修正 〇旧男女共同参画プラン(~令和5年度)をベースとしながら、国の「第5次男女共同参画基本計 地域における男女共同参 主な取組(1) 2-(3)~ 画の実践 画」及び県の「第5次あおもり男女共同参画プラン」との整合を図るため、旧男女共同参画プラン 主な取組(2) 生涯を通じた健康支援 2-(4)~ における5つの基本方向の構成を3つに整理統合する。 基本方向5 男女平等と人権の尊重 ○令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において、市町村にお ける困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画) $(2)^{-}$ 主な取組(1) 個と人権の尊重 -部3-(2)へ 策定が努力義務とされていることから、同計画を兼ねるものとして、本計画に必要な内容を盛り込 女性に対するあらゆる暴 むものとする。 2-(1)~ 主な取組(2) 力の根絶